

「老後の資金を守ろう ～消費者被害から身を守ろう～」

を開催しました



全国の消費生活センターなどには、年間90万件近い消費者トラブルによる相談が寄せられているようです。私たちは「悪質商法なんて・・・」と、他人事のように思っただけではいけません。そこで、正しい知識や様々な情報を提供するため、平成24年9月25日と10月2日、(社)全国消費生活相談員協会の田中一司さん、秋友茂さんを講師に迎え、「老後の資金を守ろう ～消費者被害から身を守ろう～」を開催しました。

第1回のテーマは「悪質商法」です。訪問販売で、断っているにもかかわらずしつこく勧誘されたり、脅すような口調で迫られたりして、怖くなって契約をしてしまった！このようなケースなど、自分や身近な人に起きるかもしれない様々な場面でのトラブルについて、話をしてくださいました。また、クーリングオフ（訪問販売や電話勧誘販売など、特定の取引の際、消費者が契約した後で冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば無理由・無条件で契約を解除できる制度）ができる場合についても、例をあげながら詳しく教えてくださいました。

第2回のテーマは「振り込め詐欺・金融商品の基礎知識」でした。振り込め詐欺には、最も代表的な手口の「オレオレ詐欺」、最近増えている「架空請求詐欺」、ダイレクトメールを利用した「融資保証金詐欺」、新しい手口の「還付金詐欺」が挙げられます。どの場合にも大切なことは、次の通りです。 ●すぐに振り込まない。 ●1人で振り込まない。 ●「お金を振り込め」と言われたら振り込め詐欺だと疑い、絶対にお金を振り込まない。 ●家族に連絡をとり確認する。 ●事実確認ができない場合は、警察に連絡する。 ●もし振り込んでしまったら、直ちに警察や銀行に連絡をする。また、金融商品の基礎知識として「株式・債券・投資信託」、「生命保険・損害保険」、「クレジット・ローン」の仕組みを説明しながら、気をつけなければいけないことをアドバイスしてくださいました。「被害を受けていなくても不安や疑問があれば、早目に消費生活センターなどに相談してください。」と、おっしゃっていました。

